

佐世保事件について

1 知事の所見

◎山田 本年7月26日に佐世保市において、高校1年生女子による同級生殺害事件が発生した。長崎県では、10年前にも小学校6年生女子による同級生殺害事件が発生し、再びこのような事件を発生させてはいけないとの強い思いから、その後、県内全域で例年5月から7月の間に「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施し、佐世保市では例年6月を「いのちを見つめる強調月間」と、心の教育に取り組んできた。しかし、再びこのような事件が不幸にも発生し、未来のある何の罪もない子どもの命が奪われることとなった。

私は、長崎県が行ってきた心の教育全てを否定するつもりはないが、一部形骸化が見られた等の意見があるのも事実。その後、文教厚生委員会や9月定例会一般質問、予算総括質疑等における議論、また、現在行っている教育委員会、こども政策局それぞれによる第三者委員会の検討会議の中間報告を受けて、知事の事件についての所見をお聞きしたい。

◎知事 学校をはじめ児童相談所等関係機関が、危機感を持ってもう一歩踏み込んだ対応をしていけば、また情報の共有化がしっかりと出来ていけば、未然に防ぐことが出来たかもしれない。現在、教育委員会、こども政策局ともに、外部の専門家を含めた会議において検証を行っているところであり、組織的な対応や関係機関との連携等、明らかになった課題について、対応策をしっかりと示していきたい。

2 こども・女性・障害者支援センターの強化

①人員体制強化について

◎山田 今回の事件に関し、事前に精神科医から具体的に給食への異物混入、父親への殴打事件、人を殺しかねないなど、極めて緊急性が高い情報提供が行われたが、受理会議にもかけず、関係機関からの照会という対応をとり、佐世保市内のセンターでは、「仕事を受けるな」など、日常的なパワハラが起きていた。これは人手不足が招いた結果である。今回、1人増員したことは評価するが、児童相談所部門をはじめ、こども・女性・障害者支援センターは県民の命を守るセーフティネットであり、体制強化を求める。

◎福祉保健部長 こども・女性・障害者支援センターの体制は、これまで児童虐待件数の増加などを受け、専門職員の増員や24時間以内での児童の安全確認の実施など必要な見直しを行って、今回1名増員した。児童福祉法施行令により、児童福祉士が担当する人口は、概ね4万人から7万人までを一人当たりの標準とし

て定めており、本県は5万956人と配置基準を満たしている。また、平成24年度の相談件数では、全国の児童福祉士1人当たり平均が144件に対し、本県は180件と平均を上回るものの、佐世保こども・女性・障害者支援センターについては、127件と平均以下の件数となっている。再発防止策については、外部の専門家を交えた検討会の意見も踏まえながら、児童相談所の組織や運営体制について検討していきたい。

◎山田 全国平均の144件に対し、長崎と佐世保の合計は180件となる。実際に人手が足りているならば、日常的なパワハラが発生するとは思えない。児相の人手不足は関係団体からも声が上がっている。学校現場も「どうせ児相に言っても何もしてくれんけん」というような声も聞く。こういった意見も踏まえ、しっかりと体制強化を図って欲しい。

◎福祉保健部長 このセンターは、基本的に相談を受ける機関なので、その相談はしっかり受け止める体制でなければならない。体制がどうだったのか、職員の問題なのか、組織の問題なのか、危機意識を持って対応する必要がある。組織運営体制は検討していきたい。

◎山田 人員を厚くしてでも、スキルをアップしてでも、とにかく県民の命を守る取組を行うべきで、強く増員を求めたい。今回のパワハラに関し、文教厚生委員会の中でも今回の事件との因果関係がないというのが県の見解であった。しかし、第三者委員会では、パワハラとこの事件との関係性が多くの委員から指摘されている。知事の見解をお聞かせいただきたい。

◎知事 まだ専門の委員の皆様方におご審議をいただいている途中の段階である。そういった日常的なパワハラメントが業務に悪影響を与えているということであれば、決して許されないもので、組織として是正していかなければいけない。内部検証の途中段階では、その後の意思決定に何らかの影響があったのかという視点で、個々の職員等にヒアリング調査を行ったところ、影響はないということだった。

◎山田 佐世保のセンターの職員に対する聞き取り調査の資料が文教厚生委員会の中でも提出された。知事は現場の声は関係なかったと言われたが、もしパワハラがなかったら、この事件に違う対応ができたかもしれないと発言している職員もいる。現場で働くセンターの職員は、日夜とても厳しい状況で県民の皆さんと接しているのが現状だ。組織全体のスキルアップ、人員体制の強化を強く求める。

②関係団体との連携について

◎山田 現在、児童相談所は関係機関との連絡協議会を行っているが、文部科学省の指針の中にも、学校及び保育所からの児童相談所への定期的な情報提供に関する指針が出されている。各機関で横断的かつ定期的

な協議会を開催いただくことを提案する。

◎福祉保健部長 児童相談所は、関係機関等と連携し、管内の市町や警察、各児童福祉施設と連絡協議会を定期的で開催している。また、家庭裁判所や教育関係機関が主催する会議にも随時参加している。相談対応では、個々のケースが発生した場合に、関係する機関と協議を行い、情報共有や役割分担を図るなど、よりよい支援の実現のため連携を深めている。関係機関とのあり方については外部の専門家を交えた検討会の中でも議論がなされているので、その検証結果も踏まえ再発防止に有効な連携体制を構築していきたい。

◎山田 横断的な会議は持っていないのではないかとくに教育委員会、学校等との連携が薄いと感じる。今回の事件も、事前に情報共有が出来ていれば、知恵を出し合い子どもを守ることが出来たかもしれない。子どもたちを守るネットワークを構築を求めます。

◎福祉保健部長 私も議員がご指摘の部分について、さらに一歩踏み込んだ連携を構築する必要があると考えているので、制度として確立していきたい。

3 要保護児童対策地域協議会

①機能強化について

◎山田 要保護児童対策地域協議会は、虐待や著しい非行から子どもを守ることを目的に、県をはじめ21市町で設置されている。この協議会では、守秘義務に関する罰則規定が設けられており、対象者のプライバシーに十分配慮しつつ、関係機関が情報を共有しながら子どもを守ることが可能となっている。平成25年には706回開催されている。県は、各市町の協議会とのネットワーク会議を年に1回開催しているのみ。第一義的には市町の協議会が主体的に行うべきだが、市町により取組状況に温度差やマンパワー不足もある。

イギリスでは、非行を未然に防止する観点から、各行政区に警察、福祉、教育からなる縦割りを解消した常設機関が各自治体に設置されている。このような機関を設置することで、県としていち早く県内の子どもたちの状況を共有することや各市町へのフォローアップも可能となる。県の見解を求めたい。

◎福祉保健部長 全国において、本県を含め28の都道府県で要保護児童対策協議会が設置されているが、ほとんどの自治体が本県同様、要保護児童等の対策に係る関係機関の情報交換や連携、要保護児童等の対策の普及、啓発及び広報活動を中心に行っている。

一方、個別のケースの支援では、住民に身近な市町の要対協の枠組みの中で、直接的に支援を行う機関が集まり、その相互連携のもと適切な支援を行うことが重要である。県は、市町の要対協の機能が効果的に発

揮できるように、市町の要対協のニーズ等を踏まえながら、機能の充実強化に取り組んでいきたい。

◎山田 先ほど福祉保健部長は、他県も連絡協議会程度しかやっていないという答弁であった。しかし、長崎県は2回も事件が起きている。「駿ちゃん」事件まで含めると3回だ。他県がやっていないからではなく、本県はもう一段も二段も先んじて、子どもたちを守るため要対協の機能強化を求めたい。

4 生徒指導専任教員配置

①小中高校への配置について

◎山田 現在の子どもたち、学校を取り巻く環境の複雑化、多様化に伴い、教職員の多忙感が大きな問題となってきた。学校での授業以外の対応、例えば、不登校やネグレクト家庭への訪問やいじめへの対応、保護者対応等、教職員の負担感は増すばかり。そこで、大阪府の箕面市をはじめ、他府県の幾つかの市では、この教職員の負担感軽減、子どもと向き合える時間を増やすため、また、問題を抱える子どもたちや家庭の課題に適切に対応することが可能になるとして、授業を一切持たない生徒指導専任教員の配置が進んでいる。この配置により、子どもと向き合う時間が確保され、いち早く変化等に気づくことができる。この専任教員の配置について、教育長の見解をお尋ねしたい。

◎教育長 生徒指導を進めていく上で大変有効である。本県も、問題を抱えた児童生徒に対する各学校での指導を支援するために、国からの加配措置を活用し、必要性の高い学校へ専任ではないものの同様の役割を担う教員を配置している。しかし、児童生徒の問題行動が深刻化、複雑化する中、学校がその解決に向け適切に対応していくためには、1人の教員がその役目を全て担うのではなく、他職種の者や地域関係者も含め、学校がチームとなり、その教育力を最大限発揮することが重要である。そこで、県教育委員会は、引き続き加配教員の効果的な配置やスクールカウンセラー等専門性を持つ者の増員などを通して、いじめや不登校の問題行動のほか、教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒へ適切に対応可能な体制づくりに努める。

女性・子ども・障害児(者)を守る取組み

1 性暴力被害者のワンストップ支援センター

①事業の進捗状況について

◎山田 長崎県では、性暴力により、子ども・女性を合わせて約100人もの県民が、毎年心と体に一生消えない深い傷を負っている。また、犯罪の特徴として、近親者、親族、知人、職場関係等非常に近い関係から

被害に遭っているため、声を上げられない、泣き寝入りという状況が大半である。そこで私が、3月定例会において、長崎県に性暴力被害者のワンストップ支援センターの設置を提案したところ、知事から「設置に向けた協議会を早急に立ち上げる」という答弁を頂いた。その後、庁内のプロジェクトチームにより5月から11月まで6回の検討会を開催、先進地視察がなされ、先週11月28日金曜日に、外部有識者による第1回目の長崎県性暴力被害者支援のあり方検討協議会が開催された。今後のスケジュールをお聞きしたい。

◎県民生活部長 本県では11月に、関係各分野を代表する民間委員等による長崎県性暴力被害者支援のあり方検討協議会を設置した。今後、3月までに計5回の協議会を開催する予定であり、本県の実情に即し、被害者が安心して相談できる支援体制や支援内容を協議し、本年度末には性暴力被害者支援のあり方を取りまとめたい。その後、協議会の報告も踏まえ関係機関等との調整や相談支援体制の整備を図り、ワンストップ相談支援業務の開始につなげたい。

②性暴力被害者支援について

◎山田 従来の県内産科医の協力によるネットワークに加え、長崎、佐世保にあるこども・女性・障害者支援センターにおいて被害者の相談窓口を設置し、急性期は地域の産科医で対応、中・長期の支援をこども・女性・障害者支援センターで、カウンセリングや警察、弁護士等関係機関とのつなぎを行うべきだと思う。

一方で、検討会では長崎犯罪被害者支援センター案も示されている。私が視察に伺った福島県の性暴力等被害者支援協力機関「SACRA(さくら)」も同様に犯罪被害者センターが窓口となっている。例えば長崎医療センター、長崎大学病院、佐世保市立総合病院、離島の大型医療機関にも拠点病院としてご協力いただける形でネットワークが構成できればいい。被害届を出さない方への医療費、カウンセリング費用の公費負担についても、ぜひお願いしたい。これまでの内部検討会で議論された、ワンストップ支援センターにおける支援内容についてお聞きしたい。

◎県民生活部長 プロジェクトチームでは、性暴力被害者への適切な支援の方策として、被害者が安心して相談できる窓口の設置の必要性及び支援に関わると考えられる機関や病院の活用、それらネットワークの構築について検討してきた。相談窓口での支援は、被害者からの電話、または直接面接による相談受け、被害者のニーズに応じた病院等への受診勧奨、臨床心理士によるカウンセリング、警察への届け出や弁護士への紹介などのコーディネートのほか、関係支援機関へ

の付き添いや被害者の負担軽減の支援などについても議論してきた。今後は、検討協議会の中で、被害者が安心して相談できる支援体制の構築と、早期に心身の健康を回復できる支援内容等を検討していく。

2 里親支援

①研修の充実と里親育成センターについて

◎山田 県内で約600人もの子どもたちが、親と暮らせず、養護施設や里親のもとで養育されている。近年では社会的養護のあり方として、家庭的な環境での子どもの養育が望ましいとされ、国も平成41年までに3分の1を家庭的養護として、里親委託や小規模ホームという方向性を示している。長崎県では、平成26年11月現在、38世帯、55人が里親のもとで養育されている。里親委託される子どもたちの多くは、障害を持っていたり、虐待を受けた経験があったりで養育が困難な状況だ。そこで、里親には養育の高いスキルが求められる。研修の充実について、当事者の里親さんの意見を聞きながら、真に必要な研修を、県内どこに住んでいても等しく受けられる取組を期待したい。

◎福祉保健部長 本年6月に大村市の社会福祉法人光と緑の園に開所した里親育成センターは、専任職員を1名配置し、里親制度の広報啓発や各種研修を一元的に集約し実施している。里親希望者に対しては、里親制度の概要と里親養育の基本を学ぶ基礎研修や認定前研修を実施。また、里親として登録された後は、5年ごとに更新に必要な研修も実施、これらは国が定めた研修となっている。一方で、県独自の取組では、里親の方々からのアンケート等でニーズを把握し、里親としての養育技術の向上を目指した現任研修や、里親登録はしているものの、いまだ児童を受託していない里親への研修を実施している。今後も、より効果的な研修を実施していく。

② 里親支援専門相談員について

◎山田 里親支援専門相談員は、私の昨年9月の質問の際に増員要望をしたところ、3人から5人に増員して頂いたが、地域的に活動状況に温度差があるような声が寄せられた。各施設所属の形での任務になっている状況等を踏まえ、里親支援専門相談員が活動しやすい環境整備に努めていただきたい。

◎福祉保健部長 里親支援専門相談員は、児童養護施設等の直接処遇職員の勤務ローテーションには入らない、里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員で、

県内5カ所の児童養護施設等に配置されている。具体的な業務としては、児童相談所と連携し、里親の新規開拓、児童相談所など関係機関との連絡調整、里親宅訪問、里親サロンへの参加などを行っている。今後とも、里親支援専門相談員が効果的に活動できるよう、所属する児童養護施設をはじめ、児童相談所や里親育成センター等、関係機関との連携を強化していく。

③ 広報啓発について

◎山田 普及啓発など市町との連携強化を行うべきとの声が里親さんから寄せられている。

◎福祉保健部長 市町との連携は大切で、里親制度の周知啓発を図る出前講座を、市町と連携して県内10市町で8月から開催している。さらに、市町の職員に対する里親制度の周知を図るため、県が主催する市町児童福祉関係部門との会議や研修時に、里親制度の説明を実施しており、今後とも広報に努めていきたい。

3 学童保育の充実

① 母子家庭等助成事業について

◎山田 放課後児童クラブは、保護者が働いている児童の放課後の安心・安全な居場所として社会的ニーズが高くなっている。長崎県は、放課後児童クラブに対し、母子家庭等児童助成事業として昭和57年に全国初の取組としてスタートした。子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、廃止されるのではないかと心配の声を多数寄せられている。先進的で、生活困窮者世帯が多いとされる一人親家庭にとって不可欠な助成だが、来年度以降の継続についてお聞きしたい。

◎福祉保健部長 母子家庭等の助成事業は、一人親家庭の就労促進や経済的負担軽減等のため、放課後児童クラブの利用料を助成している市町に対し、県単独で補助を行っている。平成27年度以降の母子家庭等助成事業は、県の財政状況も厳しい中、今後のあり方について、市町と協議しながら検討していく。

◎山田 母子と子どもが3人いて、1人が未就園の場合に補助している。これを合わせて母子家庭等というが県内で1,486のご家庭がこの助成を受けている。これは非常に重要で、この助成がないと学童保育に預けられない場合もある。昔は放課後、子どもだけで遊んでいてもよかったが、今は治安の問題もある。学童保育は非常に重要。母子家庭等の助成事業を継続いただきたいと強く願います。

② 障害児受け入れについて

◎山田 長崎県では、平成14年度より、障害児受入促進事業として、7人以上の受け入れの際に人件費補助を開始し、議会での質問、提案があり、現在では5人まで拡大されている。しかし、現在5人以上受け入れているクラブは11クラブ、5人以下受け入れているクラブは104クラブという状況。障害によってはマンツーマンでの対応も必要とされている。よって基準の幅を広げていくべきではないか。

◎福祉保健部長 来年度の国の予算の中に2人目、5人以上が新たに制度として検討されている。そういう国の動向も見ながら、検討していく。

③ 学校との連携強化について

◎山田 県内の放課後児童クラブの設置場所は、学校の余裕教室や敷地内の専用施設を設置するなどしているクラブが全施設318のうち82クラブ。これは県内のクラブの4分の1、25.7%に過ぎない。全国では、学校敷地内設置が半数を超えている中、非常に低い数値である。児童の安全性の観点からも、今後新たに設置する場合や、長期の休暇中の空き教室の活用など、学校としても敷地内の設置に積極的に協力をしていくべきだ。市町の教育委員会に提案してほしい。

◎教育長 現在、国は修学児童の放課後対策について省庁を越えて取り組む放課後子ども総合プランを推進するとしており、市町ごとに教育委員会と福祉部局が連携して設置する運営委員会や、小学校区ごとに放課後児童クラブ関係者も参加して設置される協議会で小学校の余裕教室等の活用について協議している。今後、県教育委員会は、こども政策局と連携し、市町の教育委員会や福祉部局に対し、運営委員会や協議会を設け、学校施設の活用を協議するよう働きかけていく。

④ 指導員の認定研修について

◎山田 2015年からのこども・子育て支援法の本格施行に伴い、指導員の認定研修を県が行うことが決まっている。今後の研修の計画と、離島部も含め開催場所等についての考えを伺いたい。

◎福祉保健部長 平成27年度から、保育士等の資格を有する者であって、県が行う研修を終了した放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、特に離島部などは経費がかかるので、受講者の負担軽減に努めていく。

4 障害のある人もない人も

共に生きる平和な長崎県づくり条例

①障害者差別の実態と対策について

◎山田 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の施行から半年以上が経過した。差別の実態と対策についてお聞きしたい。

◎福祉保健部長 条例に基づく相談窓口として、平成26年4月から各市町に地域相談員、県庁の方に広域専門相談員を配置した。この相談窓口に寄せられた相談は、これまで34件で、このうち差別と思われる案件は6件。いずれも広域専門相談員の調整により当事者間の理解が得られ、解決が図られている。

◎山田 34件ということで、もっと周知徹底を図っていくべき。団体に所属していない障害者の方にも届く仕組みというものが大事。

5 障害者総合支援法

①障害者のサービス等利用計画について

②相談支援事業者の育成について

◎山田 障害のある方が自立して生活が送れるように支援し、全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指す障害者総合支援法では、特定相談支援事業の指定を受けた事業者が、障害者のサービス等の利用計画を平成27年7月までに策定するように義務化されているが、市町によって取り組み状況に差がある。このことで障害者が、サービスを受けられなくなるという心配の声があるので、計画策定の時期の平成27年4月までに完了いただくべく、県として取り組んでいただきたい。

◎福祉保健部長 本年9月末現在の障害福祉サービスの受給者数のうち、計画策定済みの人数は、全国平均が50%、本県は65.6%である。いずれも来年4月からの完全実施に向け、達成率の低い市町に対し県のアドバイザーとともに戸別訪問をして、少なくとも導入前に、利用計画がしっかり立てられサービス提供が受けられるよう取り組んでいく。

◎山田 取り組み状況に差がある。20%台のところもある。この相談事業者の資質向上研修は平成24年以降行っていないので、計画を策定しやすいスキルや状況等を整えていただきたい。

県民の命を守る取り組み

1 命の道路板山トンネル建設

◎山田 県北の地域間交通として、佐世保世知原線、板山付近は特に道路復員が狭く、急カーブが多く、積雪、濃霧等の際には、年に数回、通行止めもあり、住民の安心・安全が確保されていなかった。さらにこの地域が玄海原子力発電所から30キロ圏内にあり、防災道路、命の道路としての整備の必要性が認められ、本年当初予算1億1,200万円が計上され、事業化がスタートした。住民説明会を行い、現在は調査に着手しているが、その取り組み状況は？

◎土木部長 板山トンネルは、今年8月に地元説明会を開催している。その結果、想定されるルート上に多くの地盤沈下跡が確認され、炭坑の旧坑道との因果関係が懸念されることから、現在ボーリング調査など所要の調査を追加している。このため、現時点では具体的なルート決定には至っておらず、できるだけ早い時期に、地元へルートを示していきたい。

◎山田 最善、安全なルートで事業をできるだけ早く実現をしていただきたい。

2 シェイクアウト訓練(県民一斉防災訓練)

①訓練の実施について

◎山田 11月22日、長野県で最大震度6弱の地震が発生した。こうした地震などの災害は、全国どこで起きてもおかしくない。昨年、議員提案条例として策定した「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」にもあるように、県民、地域、事業者、市町及び県が共に力を合わせて防災対策を進める必要があると常々考えており、県民総ぐるみで一斉に防災訓練を行うシェイクアウト訓練が有効であると考えている。

◎危機管理監 シェイクアウト訓練は九州では熊本県が今年初めて実施し、本年11月5日水曜日の午前、地震発生の状況を防災行政無線や民放ラジオ等で地域住民に伝達し、情報を受けた住民の方々は、机の下に身を隠すなどの避難行動をとったとのこと。こうした訓練は、県民の防災意識の向上や県民の命を守ることにつながることから、本県も各市町の防災行政無線を一斉に起動させるJアラート訓練等の際に、住民や学校、企業等での待避行動を促すシェイクアウト訓練を実施することを検討していく。

3 原子力艦船に係る安全対策

①入港の通知、モニタリングポストの配置等

◎山田 アメリカ海軍佐世保基地には、1,650人の基地従業員がいる。東日本大震災以降、原子力発電所に関して様々な安全対策が講じられつつあるが、原子力艦船への対策は進んでいないと思う。こうした現状に鑑み、まず、原子力艦船が佐世保港に入港する時には、その通知をどのように行っているのか。また、佐世保港を取り巻くモニタリングポストの設置状況と、万が一、その数値が上がった場合に、市民や従業員の安全がどのように確保されているかお聞きしたい。

◎危機管理監 原子力艦が入港する際には、外務省から佐世保市に対し、入港の24時間前までに、到着予定時刻や停泊、投錨の予定位置等の事前通報が行われている。原子力潜水艦の入港は、米国での同時多発テロを契機として、政府から事前通報の非公表要請がなされ、現在も事前通報内容の公表ができない状況にあり、佐世保市では、政府に対し非公表措置の解除を強く要請されている。また、モニタリングポストは、国が、佐世保港周辺に7局のモニタリングポストを設置し常時監視をするとともに、原子力艦船の寄港時は、国の原子力艦放射能調査指針大綱に基づき、原子力規制庁、佐世保海上保安部、佐世保市から成る現地放射能調査班が直ちに編成され、監視体制強化が図られている。万一、モニタリングポスト等で基準を超える高い数値が測定された場合は、国から応急対応範囲に応じ屋内待避、コンクリート屋内待避、あるいは避難の指示があるので、佐世保市と連携し、地域住民の方々等に防災無線等により迅速な周知を図っていく。

◎山田 基地従業員を含めずに2,060人の方が、原子力艦で事故があった場合に避難対象となる。米軍に対し強く要望していただきたい。また、米軍は、原子力防災訓練に一切参加をしていない。知事にも直接米軍に要望していただくことを強く求めたい。

◎知事 米軍の訓練参加は、県も政府施策の要望の機会、その他の機会等を捉えて要望を行っている。私も司令官に直接お話をしたこともあり、今後も佐世保市と一緒に働きかけを進めていく。

更生保護について

1 協力雇用主拡大への取り組み

①公共団体へ雇用について

◎山田 過去に犯罪を起こした方々の再発防止策で重

要なのは就労支援である。就職先が確保できなかった人の約7割が再犯すると言われている。このような状況を受け、内閣府は、平成25年8月に再犯防止対策に関する特別世論調査を実施。その中で、国や公共団体で雇用すべきとの意見が36.7%にも上った。それを受けて法務省では平成25年5月に雇用が始まっている。また、平成24年から大阪府をはじめ、4都府県、全国17市で雇用が行われている。本県の考えを伺う。

◎総務部長 保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の4倍となっているなど、再犯防止のために就労支援が重要だと認識している。県における直接雇用は、近年厳しい財政状況の中、職員数の削減を徹底してきているところではあるが、直接雇用を始めた他県の事例も参考にしながら検討していきたい。

◎山田 協力雇用主として全国で多くの企業にご協力をいただいているが、実は長崎県は全国でワースト2である。協力企業が非常に少ない状況だ。協力雇用主に対し、県が協力を要請して頂きたい。

◎総務部長 行政側の取組とともに民間側の取組も非常に重要で、法務省も推進している。協力事業主の登録を推進するとともに、働きかけていきたい。

②入札への加点について

◎山田 協力雇用主として保護観察対象者や更正緊急保護対象者を雇用した実績がある企業に対し、社会貢献活動や地域貢献活動として入札参加資格審査で入札への加点を行っている自治体が、平成24年以前から順次、京都府をはじめ熊本県ほか8県、また、全国20市に広がっている。また、総合評価落札方式では、鹿児島県ほか2県と東京都、全国13市で加点を行っている。本県も同様の取組を検討いただきたい。

◎土木部長 協力雇用主に対する入札の加点は、建設業者の格付けに係る主観点に関する方法が一つ考えられる。審査項目に協力雇用主を加えるためには、その雇用の効果等をまず検証する必要がある。さらに総合評価落札方式における評価項目に加える方法が考えられるが、総合評価落札方式は公共工事の品質確保を目的としており、協力雇用主を評価することは工事の品質確保に必ずしもつながらないのではないかと判断している。しかし、既に取り組んでいる自治体もあることから、実態調査等、今後勉強していきたい。

◎山田 犯罪をおかした人たちの多くは、建設、土木の仕事に就かれ、過去を公にしないまま働いている方も多くいるので、品質の保証につながらないということは一切ないと思う。更生保護に長崎県として力を入れることは、民政の安定化につながり治安もよくなる。ぜひ取り組んでいただきたい。